

神奈川県循環型社会づくり計画
改定骨子案

2023（令和5）年5月
神奈川県

目次

I	はじめに	
1	改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	3
II	計画改定の背景	
1	国等の動向（計画改訂（2017（平成29）年3月）以降の状況の変化）	4
2	廃棄物の現状と課題	6
3	廃棄物の将来推計	17
III	基本理念（本県の目指す姿）	
1	設定の考え方	19
2	基本理念	19
IV	計画目標	
1	設定の考え方	21
2	現行計画目標の進捗状況及び改定計画における目標	21
V	施策事業体系	
1	施策の基本的な方向	26
2	施策事業の柱	26
VI	計画の推進	
1	県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働	32
2	計画の進行管理	32

I はじめに

1 改定の趣旨

県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに具体的に進めていくために、2002（平成14）年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しました。その後、2012（平成24）年3月には、計画の名称を「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）に改め、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、計画に位置付けた事業計画に基づき、取組の推進を図ってきました。

現行の循環型計画は2012（平成24）年度を初年度とし、中間年次である2017（平成29）年3月に後半期間の事業計画を定めるため、改訂を行いました。また、当初は2021（令和3）年度までの10年間の計画としていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会状況等の変化を考慮し、2023（令和5）年度まで計画期間を2年間延長しました。

2017（平成29）年3月の計画改訂以降、国において第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、SDGsの観点からも資源循環の重要性がより一層高まり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が制定されています。さらに、大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行も加速しています。また、2050年脱炭素社会の実現に向けた速やかな対応が求められており、廃棄物・資源循環の分野においても温室効果ガス排出量の削減等、カーボンニュートラルの達成に貢献する取組を推進する必要があります。

2023（令和5）年度で現行の計画期間が満了するため、こうした社会状況の変化やこれまでの取組状況などを踏まえ、事業者や市町村等との連携のもと、引き続き持続可能な循環型社会の構築を目指し、計画の改定を行います。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画であり、同法第5条の2により定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に即して定めています。

それと同時に、本県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、そして相互に連携して取組を進めるための計画です。

(2) 他の計画との関係

ア 他の県計画との関係

(ア) 県の総合計画

県政運営の総合的・基本の方針を示す総合計画において、循環型計画は、エネルギー・環境分野を支える主な個別計画として位置付けられるものです。

(イ) 神奈川県環境基本計画

「神奈川県環境基本計画」は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。循環型計画は、この中の「循環型社会の形成」の分野に関する計画です。

(ウ) 廃棄物等に関して県が策定する法定計画等

県では、各法令等に基づき次の計画を策定しており、これらは循環型計画における施策の推進を補強する部門別計画としても位置付けます。

◆神奈川県分別収集促進計画

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第9条に基づく法定計画であり、容器包装廃棄物の分別収集を促進するための計画です。

◆神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県PCB廃棄物処理計画」という。）

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）第7条に基づく法定計画であり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に進めるための計画です。

◆神奈川県海岸漂着物対策地域計画

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第14条に基づく法定計画であり、海岸漂着物等の適正処理を推進するための計画です。

◆神奈川県災害廃棄物処理計画

国の基本方針に基づき策定した災害廃棄物の処理に関する計画で、災害対策基本法に基づく「神奈川県地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する計画としても位置付けています。

◆神奈川県食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法第12条に基づく法定計画であり、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

◆神奈川県プラスチック資源循環推進等計画

「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」（以下「県資源循環・不適正処理防止条例」という。）第9条の2に基づく計画であり、プラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

イ 市町村計画との関係

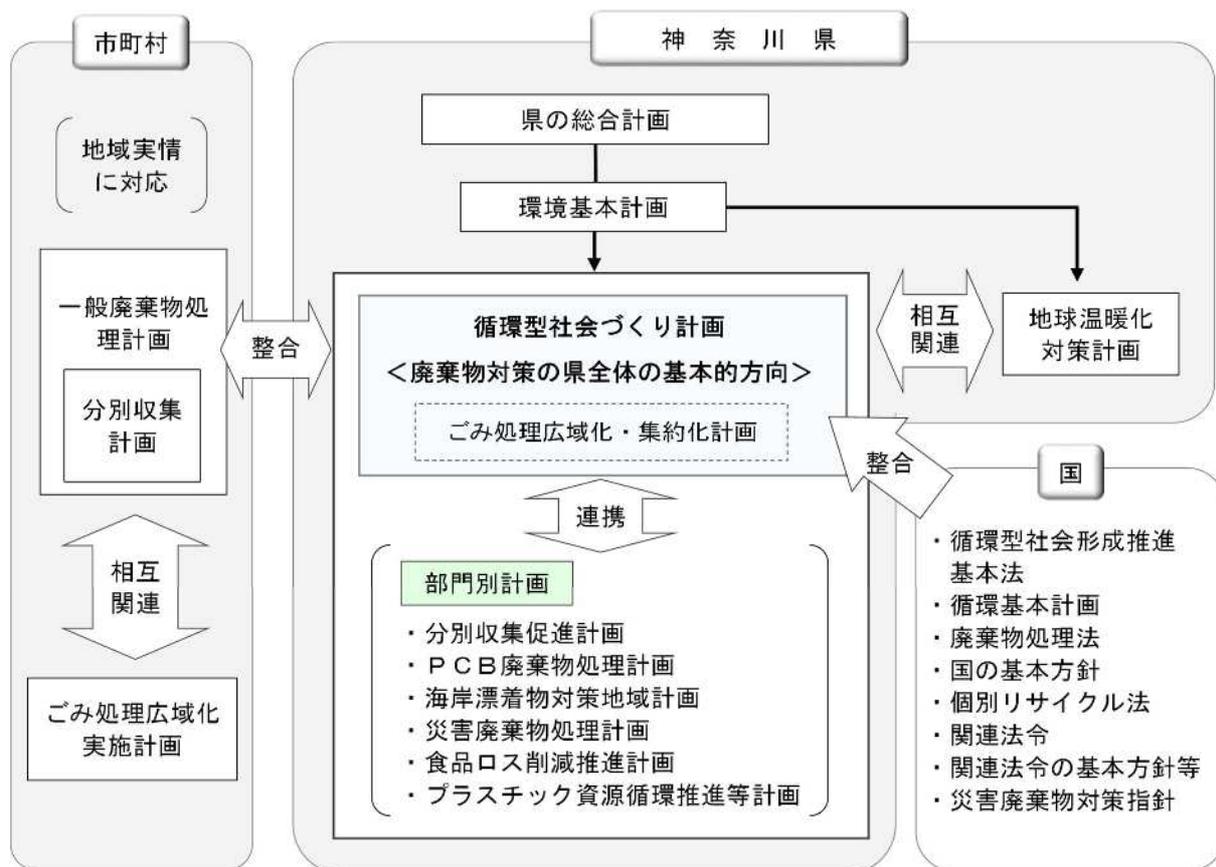
市町村は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理計画や容器包装リサイクル

法に基づく市町村分別収集計画を策定しています。

循環型計画は、こうした市町村の取組をより効果的に進めていくため、県全体としての廃棄物対策の基本的方向を示すものです。

また、市町村は、これまで県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」(1998(平成10)年3月策定)の方向に沿って、ごみの減量化・再資源化の推進による循環型社会の構築、ごみの適正処理による環境負荷の低減及びごみ処理事業の効率化を進めるため、広域ブロックごとに「ごみ処理広域化実施計画」の策定に取り組んできました。県は、循環型計画を推進する中で、「ごみ処理広域化実施計画」に基づく市町村の一般廃棄物処理施設の整備を支援しています。

また、こうした状況に加え、人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能なごみ処理システムを確保していくため、2022(令和4)年3月に本計画の別冊として「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し、取組を推進しています。



<計画体系図>

3 計画期間

計画期間は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。

Ⅱ 計画改定の背景

1 国等の動向（計画改訂（2017（平成29）年3月）以降の状況の変化）

(1) 国の動向

ア 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

2018（平成30）年6月に循環型社会形成推進基本法に基づく、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環基本計画」という。）が策定されました。

第四次循環基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね2025（令和7）年までに国が講ずべき施策を示しています。

イ 国の基本方針の変更

2023（令和5）年6月に、国の基本方針の変更が予定されており、第四次循環基本計画の目標設定の考え方を基本として廃棄物減量化の目標量が設定されるほか、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえて内容が変更される予定です。

ウ 食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法の施行

第四次循環基本計画ではプラスチックや食品廃棄物については、一層の3Rを進めていくべき分野であるとされており、2050年脱炭素社会の実現に向けその重要性はさらに高まっています。食品廃棄物については、2019（令和元）年10月に食品ロス削減推進法が施行され、プラスチックについては、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2022（令和4）年4月にはプラスチック資源循環法が施行されました。

<主な法改正等の動き>

年月		内容
2017(平成29)年	6月	廃棄物処理法の改正 (有害使用済機器の適正保管の義務付け、電子マニフェスト使用の一部義務化等)
2018(平成30)年	6月	第四次循環基本計画を閣議決定
	6月	海岸漂着物処理推進法の改正
2019(令和元)年	5月	プラスチック資源循環戦略の策定
	10月	食品ロス削減推進法の施行
2021(令和3)年	8月	廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)の公表
2022(令和4)年	4月	プラスチック資源循環法の施行
	9月	循環経済工程表の策定
2023(令和5)年	6月	国の基本方針の変更(予定)

(2) 県の動向

県の総合計画及び「神奈川県環境基本計画」については、いずれも新たな計画の策定を2024（令和6）年3月に予定しています。

廃棄物・資源循環の分野においては、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を發表し、2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指しています。さらに2022（令和4）年7月には、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため県資源循環・不適正処理防止条例を改正し、2023（令和5）年3月には「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。また、2022（令和4）年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」及び「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定したほか、2019（令和元）年8月及び2022（令和4）年8月には、第9期及び第10期の「神奈川県分別収集促進計画」を策定しました。

(3) 市町村の動向

市町村では、具体的な数値目標を掲げた一般廃棄物の排出抑制や循環的利用の取組が進展しており、特に食品ロスの削減については、フードドライブの実施や食品ロス削減協力店の募集、使い切りレシピ集の公開など様々な取組が進められています。プラスチックごみについては、使い捨てプラスチック（ワンウェイプラ）の削減に向けたマイボトル用の給水スポット設置やペットボトルをペットボトルにリサイクルする水平リサイクル等の取組が進展しているほか、プラスチック資源循環法の施行により、市町村は製品プラスチックの分別収集・再商品化に努めることとされたことから、分別収集等の実施に向けた検討等が進められています。

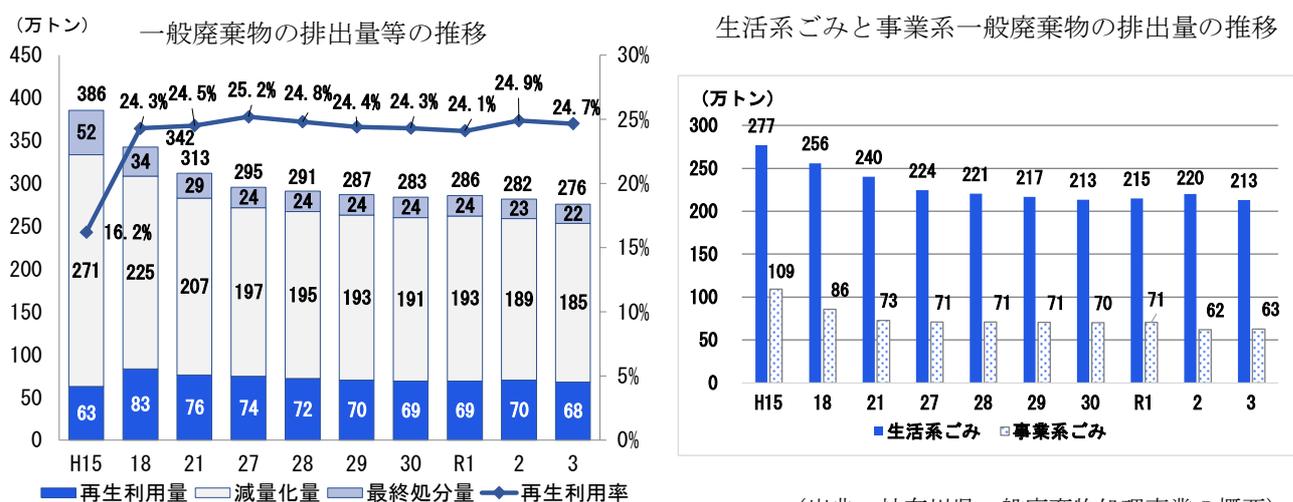
また、2050年脱炭素社会の実現に向け、焼却施設における熱回収の実施や、指定収集袋のバイオマスプラスチック使用、EVごみ収集車の導入、食品廃棄物のバイオマス活用等の取組も進められています。また、一部自治体では、DX推進のため、手数料のキャッシュレス化やLINE等を活用した収集予約システムを導入しています。

2 廃棄物の現状と課題

(1) 一般廃棄物

【現状】

- 排出量は、生活系ごみについては、県人口は増加したものの、排出抑制の取組が進んだことから、減少傾向で推移しています。なお、2020（令和2）年度にコロナ禍の影響により在宅時間が増加したことが原因とみられる一時的な増加がありましたが、2021（令和3）年度には再び減少しています。事業系ごみについては、近年横ばい傾向でしたが、コロナ禍の影響により2020（令和2）年度に大きく減少し、2021（令和3）年度もその傾向が継続しています。
- 再生利用率は、デジタル化の進展により、再生利用率が高い新聞等の紙ごみの排出割合が減少していますが、一般廃棄物全体としては近年横ばい傾向で推移しています。
- 最終処分量は、2003（平成15）年に比べると大幅に減少していますが、近年は横ばい又は微減傾向で推移しています。



(出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要)

- 生活系ごみの排出抑制等に関する県民意識については、県が毎年実施している「県民ニーズ調査」で、「環境のことを考えてゴミの分別やリサイクルなどを心がけている」と回答した人の割合は、2017（平成29）年度は92.3%であったのに対して、2022（令和4）年度は93.7%と1.4ポイント増加しており、高い水準で推移しています。ただし、性別・年代別に見てみると、40歳代以下の男性では90%を下回っており、他の性別・年代に比べて低い傾向にあります。

【循環型計画に基づくこれまでの主な取組】

◆ 生活系ごみの3Rの推進

(県民への普及啓発の推進)

- ・ 本県の廃棄物の現状に関する情報提供
- ・ 市町村やかながわプラごみゼロ宣言賛同企業等、神奈川県ワンウェイプラ削減実行委員会構成員と連携した、プラごみ削減に向けた普及啓発の推進

- ・市町村や企業、NPO 団体等と連携した食品ロス削減に向けた普及啓発やフードドライブ活動の推進
 - ・リサイクル認定製品やリユースショップ認証制度の普及啓発
- (市町村への情報提供・技術的支援)
- ・市町村の一般廃棄物処理状況の把握と情報提供（毎年度）
 - ・市町村との共同による家庭系食品ロス発生量の調査マニュアルの策定（H30. 3）
- (県民等による環境行動の推進)
- ・かながわエコ 10 トライの普及啓発
- ◆ 事業系ごみの 3 R の推進
- (市町村と連携した取組)
- ・市町村への発生抑制対策等の情報提供
- (生産段階、流通段階、販売段階への働きかけ)
- ・食品関連事業者を対象としたオンラインセミナー等の開催
 - ・食品ロス削減に向けた、小売店での「てまえどり」、飲食店での「食べきり」周知の協力依頼
- (県庁における再生利用等の推進)
- ・グリーン購入の推進等
- ◆ 広域的なごみ処理・各種リサイクル制度の推進
- (ごみ処理広域化の推進)
- ・各広域ブロック調整会議等における広域化実施計画の策定や円滑な推進に向けた市町村への助言や情報提供、施設整備等に係る技術的支援
- (各種リサイクル制度の推進)
- ・容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画の策定、家電リサイクル法など各種リサイクル法に関する県民への普及啓発等の実施
- ◆ 環境教育・学習の推進
- ・ 小学校・中学校・高等学校の各段階での環境教育の実施
 - ・ 環境学習講座の開催や、かながわ環境出前講座の実施による地域における環境学習の推進
 - ・ 環境学習リーダーの養成など、環境教育・学習を支援する仕組みづくり
 - ・ エシカル消費の普及啓発など消費者教育の推進

【課題】

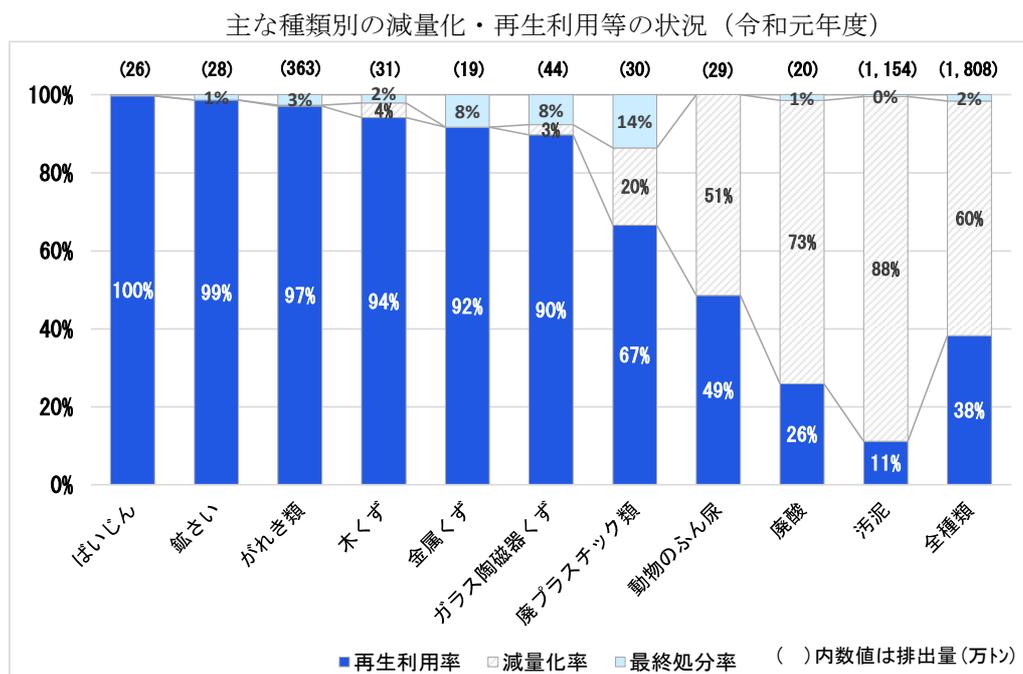
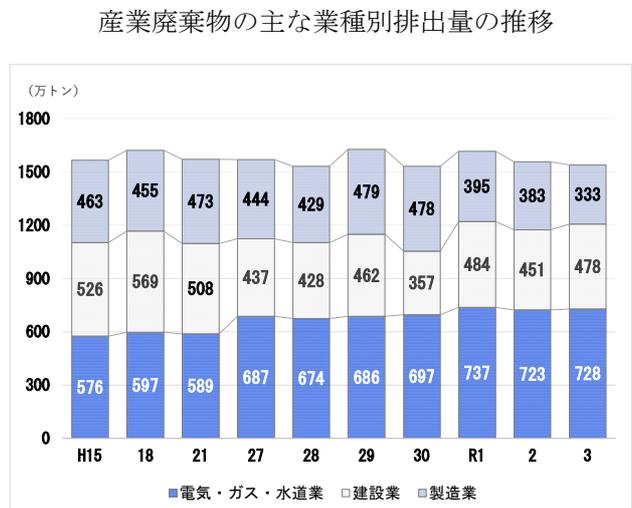
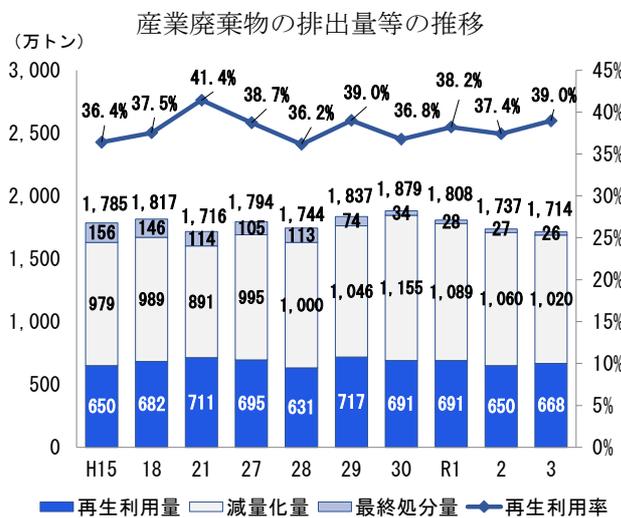
- 排出抑制の取組により排出量は減少傾向で推移しているものの、焼却されるごみの中には、まだ食べることのできる食品、再資源化可能な紙や容器包装プラスチックなども多く含まれており、食品ロスの削減による排出抑制や分別の徹底による再資源化の余地が残されています。また、排出抑制や分別の徹底を図るためには、さらなる普及啓発が必要であり、特に若年層への啓発が重要です。

- プラスチック資源循環法で市町村の努力義務として定められた、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の推進が求められています。
- 脱炭素社会の実現に向け、焼却施設では確実に熱回収を実施し、また 2050 年に向けては排ガス中の二酸化炭素を回収し、資源として利活用する技術（CCU等）の導入が期待されています。
- リチウムイオン電池によるごみ収集車や処理施設の発火事故が発生しており、分別の徹底や業者による回収の仕組みの構築が求められています。
- 人口減少・少子高齢化といった社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化等を推進する必要があります。

(2) 産業廃棄物

【現状】

- 排出量及び再生利用率は、年度によって増減はあるものの、長期的には概ね横ばい傾向で推移しており、直近4年間の排出量は減少傾向にあります。最終処分量は2017（平成29）年度以降、海洋投入処分の規制厳格化により海洋投入処分量がゼロとなったことから減少しています。
- 排出量のうち、業種別では、電気・ガス・水道業、建設業及び製造業の3業種で約9割を占めており、種類別では、汚泥及びがれき類の2種類で約8割を占めています。
- 種類別に再生利用率を比較すると、ばいじん、鉱さい、がれき類、木くず、金属くず、ガラス陶磁器くずはいずれも90%以上が再生利用されています。また、最終処分の割合が最も高いものは廃プラスチック類です。



（出典：神奈川県産業廃棄物実態調査報告書）

【循環型計画に基づくこれまでの主な取組】

◆ 産業廃棄物の3Rの推進

(事業者の取組の支援)

- ・ ホームページや講習会等による事業者への情報提供
- ・ 「かながわプラごみゼロ宣言賛同企業等」の募集による事業者の取組の促進
- ・ 「かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアム」による、ペットボトル水平リサイクル推進の取組
- ・ リサイクル製品認定制度やリユースショップ認証制度の周知・運用
- ・ 県融資制度等による処理施設設置等の支援
- ・ 環境整備功労者表彰の実施

(多量排出事業者等を対象とした廃棄物自主管理事業の充実等)

- ・ 多量排出事業者の自主管理計画報告書や具体の取組事例等の公表

(その他)

- ・ 県内全域での廃棄物交換システムの運用・促進
- ・ 熱回収施設設置の認定制度の適正な運用

◆ 建設廃棄物の3Rの推進

- ・ 県有施設の耐震化等による長寿命化の取組
- ・ 公共工事での建設リサイクル資材のグリーン調達の実施、発生した木くず等の再資源化の推進
- ・ 建設リサイクル法に基づく民間事業者への指導の徹底

◆ 上下水道汚泥等の3Rの推進

- ・ 上下水汚泥の建設資材等への再生利用の推進
- ・ 家畜排せつ物の有効利用の促進

◆ 排出事業者・処理業者における人材育成の推進

- ・ 優良な産業廃棄物処理事業者の認定
- ・ 排出事業者や処理業者を対象とした講習会の実施

【課題】

- 排出量が長期的には横ばいとなっていることから、排出量の多くを占める業種における自主的な排出抑制や循環的利用を促進する必要があります。
- 種類別にみると、廃プラスチック類は最終処分率が高く、また、化石資源を原料とする廃プラスチック類の焼却による減量化は、温室効果ガスの発生につながることから、排出の抑制や分別の徹底による循環的利用など、プラスチック資源循環法に基づく事業者の自主的な取組を促進する必要があります。
- 再生利用率を向上させるためには、製品の単一素材化や分解・分別等が容易な製品設計なども求められています。また、元の製品と同じ用途に繰り返し再生するようリサイクルの質の向上も求められています。
- 排出量の多い汚泥については、その5割以上を占める下水汚泥では、現在、

主に脱水・焼却処理後の焼却灰は建設資材として有効利用されていますが、脱炭素社会の実現に向けては、バイオマスとして肥料等での活用も求められています。

- 社会情勢の変化に応じて新たに生じる廃棄物の処理など、適正な処理が確保されるよう、引き続き廃棄物処理法の厳正な運用と優良な産業廃棄物処理業者の育成も必要です。

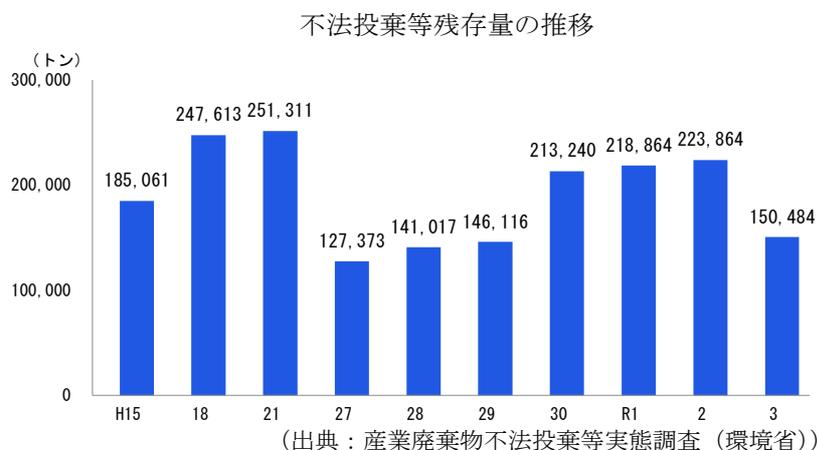
(3) 不法投棄・不適正保管

【現状】

- 不法投棄量は、2003（平成 15）年度に 2,800 トンの大規模な不法投棄事案が発生したことから急増しましたが、行政代執行により不法投棄物の撤去を実施し、近年は横ばい傾向で推移しています。また、不法投棄箇所も同様に、近年は横ばい傾向で推移していますが、いわゆる引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況です。
- 不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という。）の残存量は、2018（平成 30）年度に約 6.5 万トンもの大規模な事案が判明したことから大幅に増加しましたが、2021（令和 3）年度は本事案の撤去が完了したことから減少しています。この大規模な事案を除くと、直近 7 年間では増減はあるものの全体として微増傾向となっています。これは既存事案について、撤去が進む一方で、行為者が所在不明となったことや、資金不足を理由に大幅な改善が進まないことに加え、新たな事案が発生したことなどによるものです。



* 投棄量の(カッコ)数値は、大規模な不法投棄事案 2,800 トンを除いた投棄量
 県資源循環推進課調べ(毎年度末の市町村との合同パトロールなどで確認した不法投棄の量・箇所数より)



【循環型計画に基づくこれまでの主な取組】

- ◆ 廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 排出事業者への適正処理等の周知・指導、電子マニフェストの推進

- ・ 処理業者への指導、優良な産業廃棄物処理事業者の認定等
- ・ 「かながわ環境整備センター」の適正な運営
- ・ 有害物質（石綿、水銀、感染性廃棄物等）を含む廃棄物の適正処理に向けた周知指導
- ◆ PCB廃棄物の確実な処理
 - ・ 適正保管の徹底等の指導、掘り起こし調査の実施
 - ・ 期限内処理完了に向けた周知・指導、県保有PCB廃棄物の処理
- ◆ 不法投棄を許さない地域環境づくり
 - ・ 民間団体との協定に基づく不法投棄及び不適正保管の監視、不法投棄撲滅強化月間（11月）を中心とした啓発活動の実施
 - ・ 県内市町村と連携した不法投棄監視パトロール等の実施
 - ・ 近隣都縣市等と連携した監視パトロールや啓発活動の実施
- ◆ 産業廃棄物の不適正処理対策の推進、不法投棄の原状回復に向けた取組
 - ・ 県民等の通報に基づく調査の実施、不適正処理事業者等に対する県警等と連携した指導の徹底
 - ・ 市町村と連携した不法投棄の常習化・大規模化を防ぐ取組
 - ・ 県管理地における不法投棄物の撤去、民有地等における不法投棄物の緊急撤去の実施

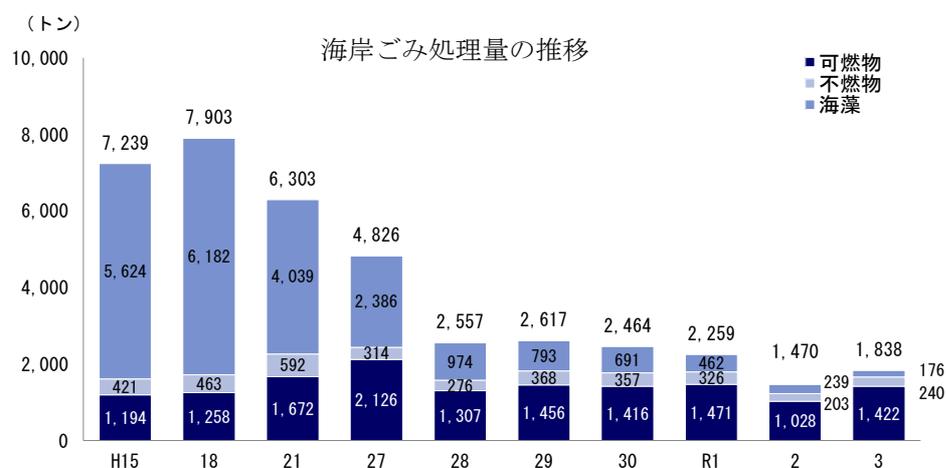
【課題】

- 引き続き、不法投棄の撲滅に向けて、市町村、関係団体、事業者、NPO等との連携を図る必要があります。
- 建設廃棄物は今後とも高い水準で排出されることが想定されることから、建設廃棄物の適正な処理が確保されるよう指導を徹底し、不適正保管へ厳正に対応することも重要です。

(4) 海岸美化等

【現状】

- 河川等を通じて流出し海岸に漂着したごみや海岸に散乱するごみの量は、近年は2009（平成21）年度以前に比べ大きく減少していますが、これはワカメやカジメ等の海藻の漂着量が減少したため、海藻を除いた流木や人工ごみ等は年間2,000トン前後で推移しています。
- 2017（平成29）年度以降、年間16万人以上で推移していた海岸清掃ボランティア参加者数は、コロナ禍の影響により2020（令和2）年度に4万人弱まで減少しましたが、2021（令和3）年度には、定期的に活動する個人ボランティアが大幅に増えたこともあり、約10万人まで回復しています。



(出典：公益財団法人かながわ海岸美化財団「Sclean volume30」)

【循環型計画に基づくこれまでの主な取組】

- ◆ 海岸美化や海岸漂着物対策の推進
 - ・ (公財) かながわ海岸美化財団 (以下「美化財団」という。) が実施する海岸清掃や啓発等の取組の支援
 - ・ 美化財団、沿岸市町、民間団体が実施する清掃イベントの後援や情報発信
 - ・ 海岸利用者等へのごみ持ち帰りの呼びかけ
 - ・ 漁業関係者の協力による漂流ごみ回収・処分
- ◆ 美化キャンペーン等普及啓発の実施
 - ・ 市町村、民間団体等と連携した「かながわクリーン運動」による美化キャンペーンの推進
 - ・ 美化運動推進功労者表彰の実施
 - ・ LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」による清掃イベント開催情報等の情報発信

【課題】

- 近年、海洋プラスチック問題が世界的な環境問題となっており、プラスチックごみを含め本県の海岸に漂着するごみについては、河川を通じて内陸か

ら流出したごみが7割を占めると言われています。

本県の美しい海や県土を守るとともに、海洋プラスチック汚染をなくしていくためには、これらを県民一人ひとりが自分ごととして捉え行動して頂く必要があります、そのためには県民、関係団体、事業者との協働による美化活動に取り組むなど、環境美化をさらに推進する必要があります。

(5) 災害廃棄物

【現状】

- 2011（平成 23）年の東日本大震災における膨大な災害廃棄物が発生した経験を踏まえ、国は 2015（平成 27）年度に廃棄物処理法を改正するとともに、2016（平成 28）年 1 月に国の基本方針を変更し、都道府県が災害廃棄物処理計画を策定することを規定しました。これを受け、本県は 2017（平成 29）年 3 月に「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- 「神奈川県災害廃棄物処理計画」では、県と市町村の役割や発災後の災害廃棄物処理実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

【循環型計画に基づくこれまでの主な取組】

- ◆ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進
 - ・ 市町村や民間の関係団体等との協力体制の構築
 - ・ 市町村災害廃棄物処理計画の策定に向けた技術的支援
 - ・ 市町村の災害対応力向上のための図上演習等の実施

【課題】

- 引き続き、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向けて、市町村や関係団体等との連携を図るとともに、定期的な図上演習等を実施する必要があります。
- 特に、近年、全国的に増加傾向が見られる風水害への対応力の向上を図る必要があります。
- 災害廃棄物処理計画の未策定自治体に対しては、早期策定に向けた働きかけや技術的支援を行っていく必要があります。

3 廃棄物の将来推計

(1) 一般廃棄物

①ごみ

市町村の一般廃棄物処理計画の将来推計値等を参考に将来推計を行いました。

- 排出量は、人口減少に伴い減少していくと予想され、県全体では2019（令和元）年度の286万トンに対し、2028（令和10）年度が269万トン、2033（令和15）年度が258万トンとなります。

単位：万トン

	実績	予測		
	R1年度	R5年度	R10年度	R15年度
排出量	286	281	269	258

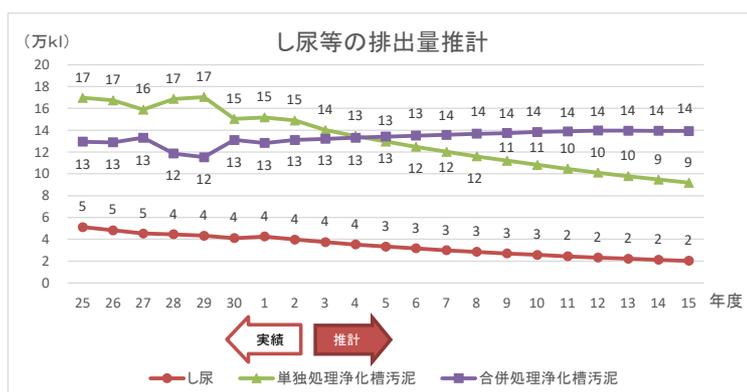
②し尿

神奈川県生活排水処理施設整備構想等を参考に将来推計を行いました。

- し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少していくと予想され、し尿は2019（令和元）年度の4万キロリットルに対し、2033（令和15）年度が2万キロリットル、浄化槽汚泥は2018（令和元）年度の28万キロリットルに対し、2033（令和15）年度が23万キロリットルとなります。

単位：万キロリットル

	実績	予測		
	R1年度	R5年度	R10年度	R15年度
し尿	4	3	3	2
浄化槽汚泥	28	26	25	23



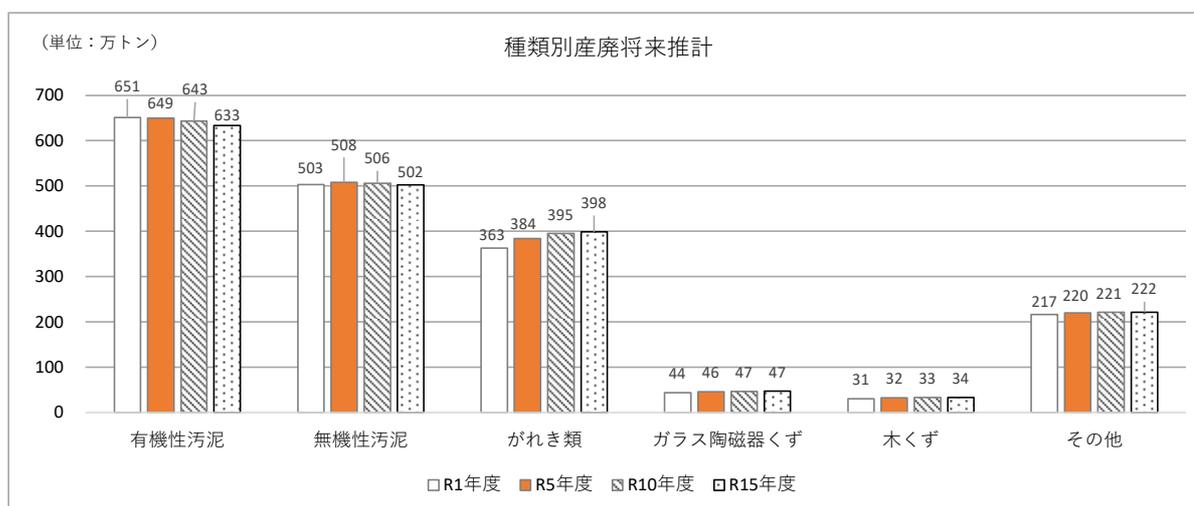
(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の発生を説明できる経済指標として、建設業では元請完成工事高、製造業では製造品出荷額等を活動量指標とし、これらの過去の実績から将来における活動量指標を予測し、将来推計を行いました。

- 排出量は増加すると予測され、県全体では2019（令和元）年度の1,808万トンに対し、2028（令和10）年度が1,846万トン、2033（令和15）年度が1,836万トンとなります。
- 業種別にみると、電気・水道業については人口減少に伴い減少しますが、建設業や製造業では増加すると予測されます。また、廃棄物の種類別では、電気・水道業からの排出が6割以上を占める汚泥については減少しますが、建設業からの排出が多いがれき類は増加すると予測されます。

単位：万トン

	実績		予測					
	R1年度		R5年度		R10年度		R15年度	
排出量	1,808		1,839		1,846		1,836	
有機性汚泥	651	36%	649	35%	643	35%	633	34%
無機性汚泥	503	28%	508	28%	506	27%	502	27%
がれき類	363	20%	384	21%	395	21%	398	22%
ガラス陶磁器くず	44	2%	46	2%	47	3%	47	3%
木くず	31	2%	32	2%	33	2%	34	2%
その他	217	12%	220	12%	221	12%	222	12%



Ⅲ 基本理念（本県の目指す姿）

1 設定の考え方

県では、2012（平成24）年に改定した計画において「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、取組を推進してきました。これは、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような社会を目指すというものです。

この理念は、循環型社会の形成に向けて、現在においても変わらず必要な考え方であり、前回計画改訂以降に制定された食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法においても、根底にある考え方であると言えます。また、新たな化石資源の消費抑制を通じて、本県が目指す2050年脱炭素社会の実現にも貢献することから、引き続き、県民、事業者、市町村と県がともに目指す姿として「廃棄物ゼロ社会」を基本理念と掲げ、取組を推進します。

2 基本理念

廃棄物ゼロ社会

- 私たちは、限りある資源や一度損なわれると回復困難な地球環境のもとに暮らしています。私たちが享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐには、豊かさの源である天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減する持続可能な循環型社会を形成する必要があります。
- そのためには、県民、事業者及び行政が環境の保全に配慮し、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動を営むとともに、廃棄物の排出者の責任だけでなく、環境に配慮した製品の設計など、製造者等も一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方も取り入れ、ライフサイクル全体で資源循環を推進する必要があります。
- 循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すこととなります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。
- 廃棄物ゼロの実現には、より一層3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））に取り組む必要があります。その中でも特に廃棄物の排出そのものをできる限り減らすリ

デュースの取組が最も重要であり、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うリユース、最後に、繰り返し使えないものは、資源として活用するリサイクルを進めます。リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして利用します。また、化石資源を原料としたプラスチックは、紙やバイオマスプラスチックなど再生可能な資源に置き換えるRenewableの取組も推進します。

- 資源の循環に当たっては、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成する地域循環共生圏の構築に配慮し、地域での循環が困難なものについては循環の環を広げます。
- これらの取組は温室効果ガスやエネルギー消費量の削減に貢献する取組であり、廃棄物・資源循環分野において、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

IV 計画目標

1 設定の考え方

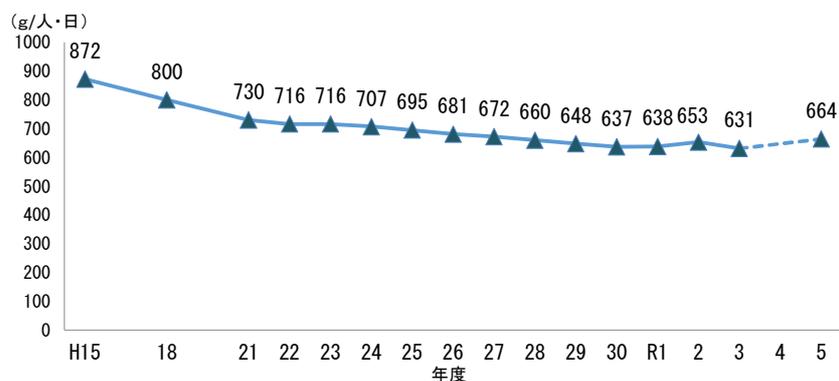
- 現行計画では、「廃棄物ゼロ社会」を目指す中で、排出抑制が最も重要な取組であることから、「生活系ごみ」と「事業活動による廃棄物」の排出量に関する目標を設定し、2017（平成29）年の計画改訂時にはこれに加え、一般廃棄物と産業廃棄物の再生利用に係る目標及び適正処理に関する目標を設定し、進行管理を行ってきました。
- 引き続き「廃棄物ゼロ社会」を目指すにあたり、これまでと同様の考え方で目標設定することを前提としますが、これまでの目標の一部については、取組の進捗状況が適切に反映されないといった課題が生じていることから、適切な目標に見直しを行います。また、目標値の設定にあたっては、国の基本方針における目標値や本県における現状等を考慮したうえで設定するものとします。
- 循環型社会の形成に向け重点的に取組を進めるべき分野であるプラスチック対策及び食品ロス削減については、それぞれ個別に計画を策定し、目標値を設定のうえ進行管理を行っていることから、本計画では目標値を設定せず、参考指標として掲載するものとします。

2 現行計画目標の進捗状況及び改定計画における目標

(1) 生活系ごみ1人1日当たりの排出量

【現状】

<現行計画における目標値> 664 g / 人・日（2023（令和5）年度）



- 2021（令和3）年度の実績は631 g / 人・日であり、2023（令和5）年度の目標値664 g / 人・日を下回っています。2020（令和2）年度は、コロナ禍の影響により在宅時間が増加したことが原因とみられる一時的な増加がありましたが、長期的には着実に減少しており、このまま推移すれば目標値を達成する見込みです。

【改定計画における目標】

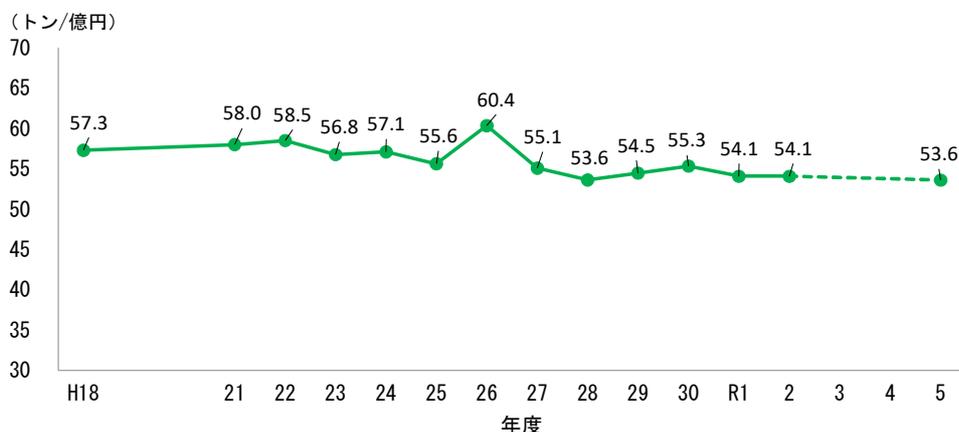
- 排出抑制の取組を評価するのに適した目標であることから、目標として継続

し、目標値の設定にあたっては国の基本方針や市町村の一般廃棄物処理基本計画等の状況も考慮して設定します。

(2) 事業活動による廃棄物の県内GDP（県内総生産）当たりの排出量

【現状】

＜現行計画における目標値＞ 53.6 トン／億円（2023（令和5）年度）



- 2020（令和2）年度実績は、54.1 トン／億円で、基準年度である2009（平成21）年度の58.0 トン／億円を下回っています。年度による増減はありますが、概ね減少傾向であり、2023（令和5）年度の目標値53.6 トン／億円に近付いています。

【改定計画における目標】

- 現行の目標は、排出抑制の取組を評価するためのもので、県内GDP当たりの排出量として設定しており、景気によらず排出抑制の取組を評価できるというメリットがありますが、GDPの公表時期が遅く、速報値による評価を行っているため、数値の信頼性の面での課題や、排出量そのものの増減が分かりにくいといった課題があります。

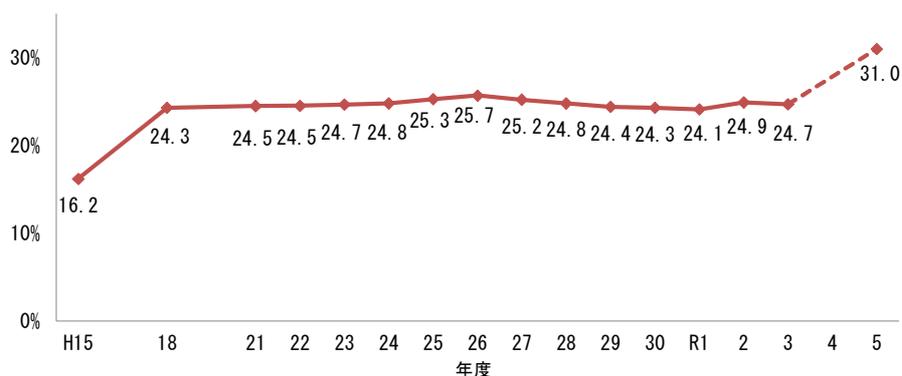
また、本来、排出量は景気の動向によらず削減を目指していくことが望ましいことから、総排出量での評価に変えるとともに、本県の事業系廃棄物の95%以上を産業廃棄物が占めていることも踏まえ、産業廃棄物の排出量を目標とします。

- 目標値の設定にあたっては、国の基本方針や将来推計の結果等を踏まえて設定します。

(3) 一般廃棄物の再生利用率

【現状】

< 現行計画における目標値 > 31% (2023 (令和5) 年度)



- 2021 (令和3) 年度の実績は 24.7% であり、長期間にわたって横ばい傾向で推移しています。その要因としては、市町村による再生利用の推進の取組が行われてきた一方で、再生利用率が高い新聞等の紙ごみの排出がデジタル化の進展等により減少し、全体として再生利用率が上がらず横ばい状態となっていると考えられます。このような状況は今後も継続すると考えられることから、2023 (令和5) 年度の目標値の達成は困難であると予測されます。

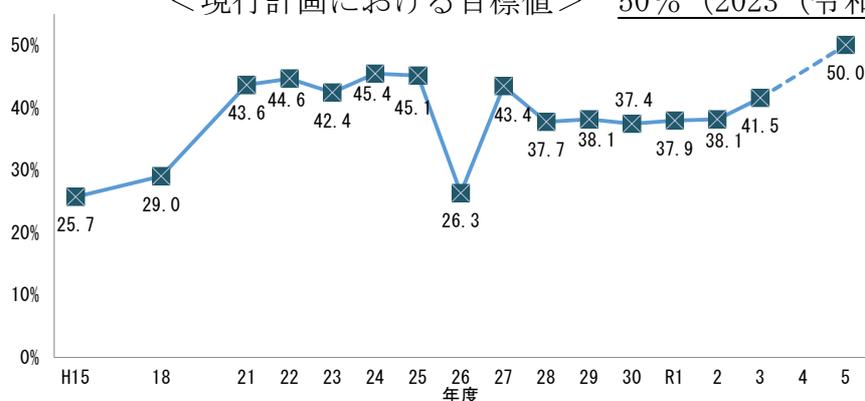
【改定計画における目標】

- 現行計画の目標は、リサイクル推進の取組を評価するのに適していることから、引き続き一般廃棄物の再生利用率を目標として設定します。
- ただし、目標値の設定にあたっては、紙ごみの減少などの現状も踏まえ設定することとします。

(4) 製造業における産業廃棄物の再生利用率

【現状】

< 現行計画における目標値 > 50% (2023 (令和5) 年度)



- 2021 (令和3) 年度の実績は 41.5% であり、近年は概ね横ばい傾向で推移しています。
- 産業廃棄物の排出量の 6 割以上を占める汚泥は、排出される時点の性状 (含

水率や含有成分など)によって処分方法は異なりますが、多くの場合、脱水や焼却により減量化され、脱水後の汚泥や焼却後の焼却灰はセメント原料や建設資材、堆肥などに再生利用されています。このように、汚泥は一次処理において減量化されることが多く、減量化率が高く、再生利用率は低くなるといった特徴があります。

製造業の産業廃棄物の再生利用率は、その排出量の約6割を占める汚泥に大きく影響されており、また、今後汚泥の排出量が大きく変化することは想定されにくいことから、将来的にも2023(令和5)年度の目標値の達成は困難であると予測されます。

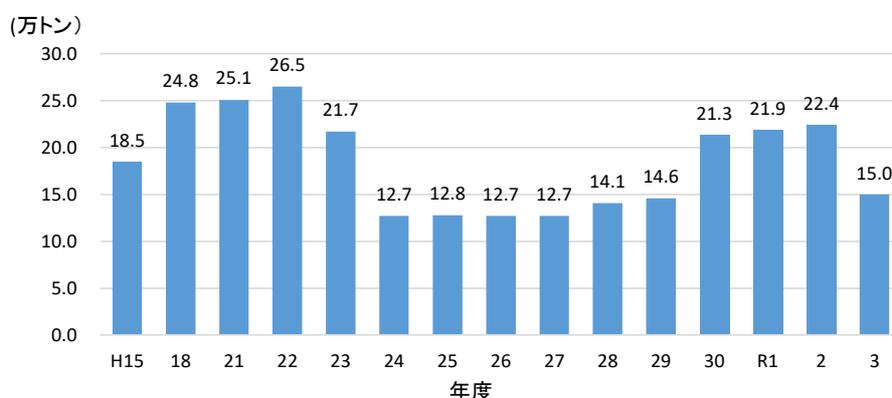
【改定計画における目標】

- 現行計画の目標は、リサイクル推進の取組を評価するためのものですが、減量化率の高い汚泥の排出量の影響が大きく、これまでの進捗状況点検においても、専門家から目標として適切ではないといった指摘を受けています。
- 【現状】に記載のとおり、汚泥は減量化後に再生利用されることが多く、例えば汚泥の排出量のうち5割以上を占める下水汚泥では、本県の流域下水道の場合、脱水・焼却処理後の焼却灰は全量建設資材として有効利用されています。また、汚泥に次いで減量化率の高い廃酸・廃アルカリについては、焼却による減量化のほか中和処理後に水処理を経て排水を再利用している場合もあり、減量化量の中には、減量化後に資源として循環利用しているものも多く含んでいます。
- 産業廃棄物は、排出形態も多種多様であり、その性状により様々な処理方法が存在することから、リサイクル推進の取組を再生利用率で一律に評価することは困難と考えられます。
- こういった中において、本県が目指す「廃棄物ゼロ社会」の達成のためには、最終処分される量を可能な限り減らすことが重要であることから、産業廃棄物の最終処分量を目標とするよう見直します。なお、最終処分量の削減はすべての業種において取組の推進が必要であることから、業種は限定しないこととします。
- 目標値の設定にあたっては、国の基本方針や将来推計の結果等を踏まえて設定します。

(5) 不法投棄等残存量

【現状】

<現行計画における目標値> 前年度より減少



- 不法投棄等残存量は、2014（平成 26）年度から令和 2 年度まで増加が続いており、特に 2017（平成 29）年度から翌年度にかけて約 6.7 万トン増加したのは、約 6.5 万トンもの大規模事案が新たに判明したことによるものです。本事案の撤去が完了したことから、2021（令和 3）年度は減少していますが、基準年度である 2015（平成 27）年度を直ちに下回ることは困難であると予測されます。
- 2014（平成 26）年度から令和 2 年度まで増加が続いた増加した要因としては、既存事案について、行為者が所在不明となったことや、資金不足を理由に大幅な改善が進まなかったことに加え、新たな事案が発生したことなどによるものです。

【改定計画における目標】

- 廃棄物の適正処理の推進の取組を評価するのに適した目標であることから、目標として継続します。また、目標値についても、引き続き毎年度減少させることを目指します。

V 施策事業体系

1 施策の基本的な方向

- 「廃棄物ゼロ社会」を目指して、引き続き「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を3つの施策の柱と設定し、非常災害時を含め、安心安全な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に貢献していきます。
- 大柱Ⅰ「資源循環の推進」では、これまで一般廃棄物・産業廃棄物の別に3Rの推進施策を定めていましたが、一般廃棄物・産業廃棄物のいずれにおいても、3Rの中で廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取組を優先し、再生利用（リサイクル）については、使用済み製品を原料として用いて同じ種類の製品につくりかえる水平リサイクルなど、脱炭素社会の実現に向けてリサイクルの質の向上を目指す内容に再構築します。
- 大柱Ⅱ「適正処理の推進」については、市町村と連携して持続可能な適正処理の確保に向けた広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄等の未然防止対策を推進します。
また、環境美化と海洋プラスチック問題の解決に向け、県内全域においてクリーン活動を推進します。
- 大柱Ⅲ「災害廃棄物対策」については、災害時に災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう、引き続き国、市町村等とともに協力体制の構築等を進めます。

2 施策事業の柱

大柱Ⅰ 資源循環の推進

- 中柱1 排出抑制、再使用の推進
- 中柱2 再生利用等の推進
- 中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

大柱Ⅱ 適正処理の推進

- 中柱1 廃棄物の適正処理の推進
- 中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進
- 中柱3 クリーン活動の推進

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

大柱Ⅰ 資源循環の推進

廃棄物の排出そのものをできる限り減らし、不要となったものでも使えるものはできるだけ繰り返し使い、繰り返し使えないものは資源として活用する3Rの一層の推進に取り組みます。

その中でも最も重要な2R（リデュース、リユース）の取組を重点的に推進し、繰り返し使えないものは、リサイクルにより循環的に利用します。リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用します。

また、植物などの再生可能な資源の活用（Renewable）も推進します。

中柱1 排出抑制、再使用の推進

できるだけごみを出さないために、適量の購入や繰り返し使用できる商品の選択、再利用できるものの他者への譲渡など県民一人ひとりのライフスタイルの変革を促進するとともに、サプライチェーン全体を通じて廃棄物の排出をできる限り減らす取組を推進します。

- 県民のライフスタイル変革の促進
 - ・ 様々な媒体を活用した情報提供・啓発活動の推進
 - ・ イベント等による普及啓発
- 事業者における取組の促進
 - ・ 多量排出事業者等を対象とした廃棄物自主管理事業の充実強化
 - ・ サプライチェーン全体への働きかけ
 - ・ 建物の長寿命化への取組
 - ・ 表彰制度等による事業者の取組推進
- 市町村と連携した取組の推進
 - ・ 市町村への情報提供・取組支援等
- 広域的な取組の推進
 - ・ 九都県市首脳会議による取組の推進

中柱2 再生利用等の推進

再使用できずに廃棄物となったものは、より質の高いリサイクルによる資源の循環的な利用を推進します。

また、リサイクルが困難であり、やむを得ず焼却処理する場合には、熱回収によりエネルギーとして有効利用します。

- 質の高いリサイクルの推進
 - ・ 市町村への情報提供・技術的支援による再資源化の促進
 - ・ 素材・原料へのリサイクルの推進
 - ・ かながわりサイクル製品認定制度の普及促進
 - ・ 施設整備への支援等による事業者の取組の推進
- 上下水汚泥の再生利用の推進
- 建設廃棄物のリサイクルの推進
- 各種リサイクル制度の推進

中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

循環型社会の形成を担う人材を育成するため、学校や家庭、地域における環境教育・学習等を推進します。

- 環境教育・学習の推進
 - ・ 学校・地域における環境教育・学習の推進
 - ・ 環境教育・学習を支援する仕組みづくり
 - ・ 消費者教育や食育と連携した環境教育の推進
- 排出事業者・処理業者における人材育成の推進
 - ・ 優良な産業廃棄物処理業者の認定制度の運用
 - ・ 排出事業者・処理業者を対象とした啓発活動の実施
- 環境関連技術の研究、開発の推進

大柱Ⅱ 適正処理の推進

市町村と連携して持続可能な適正処理の確保に向けた広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄等の未然防止対策を推進します。

また、環境美化と海洋プラスチック問題の解決に向け、県内全域においてクリーン活動を推進します。

中柱1 廃棄物の適正処理の推進

将来にわたって一般廃棄物の適正な処理を確保するため、市町村と連携した広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めます。

また、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者への適正な保管や処理の指導を推進します。

- 一般廃棄物の適正処理の推進
 - ・ ごみ処理広域化・集約化の推進
 - ・ 一般廃棄物処理施設の整備・維持運営のための技術的支援
- 産業廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 排出事業者・処理業者への指導
 - ・ 県立県営「かながわ環境整備センター」の適正な運営
- PCB廃棄物の確実な処理
 - ・ PCB廃棄物の適正保管の徹底及び期限内処理の徹底
- 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進
 - ・ アスベスト廃棄物、感染性廃棄物等の適正処理の促進
 - ・ 有害使用済機器の適正保管等の促進
 - ・ 休廃止した焼却施設の安全管理と解体・撤去の促進

中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

不法投棄・不適正保管の未然防止、早期発見と速やかな改善指導に取り組みます。

- 不法投棄を許さない地域環境づくり
 - ・ 県民、事業者、NPO等と連携・協力した取組
 - ・ 不法投棄監視活動等の実施
 - ・ 県内政令市、近隣の都縣市、関係団体と連携した取組の推進
- 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
 - ・ 廃棄物処理法及び県資源循環・不適正処理防止条例に基づく保管届出や調査等請求制度の運用

- ・ 不適正処理事案に対する厳正な対応
- 不法投棄の原状回復に向けた取組
 - ・ 原状回復の効果的な取組の推進
 - ・ 県管理地等の不法投棄物の撤去

中柱3 クリーン活動の推進

県土の環境美化と海洋プラスチック問題の解決に向け、クリーン活動を推進することで、散乱ごみの回収を進めるとともに、県民の環境意識の醸成やポイ捨てを許さない地域環境づくりを進めます。

- 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進
 - ・ 海岸美化や海岸漂着物対策の推進
 - ・ 美化キャンペーンの推進
 - ・ 美化運動推進功労者表彰の実施
- 情報提供の充実等による普及啓発
 - ・ クリーン活動に関する情報の提供
 - ・ ごみ持ち帰りの周知啓発の推進

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正処理と循環的利用を確保した上で、市町村や関係機関と連携し、円滑・迅速な処理を行います。

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理の推進
 - ・ 平時の備え
 - ・ 発災時の対応

〔 * 「神奈川県災害廃棄物処理計画」において、具体的な事項については定めていないため、本計画では基本的事項のみ規定します。 〕

VI 計画の推進

1 県民、事業者、市町村、県の役割分担と協働

日常生活や事業活動に起因する廃棄物の課題について、廃棄物処理法及び国の基本方針に基づく適切な役割分担と連携のもと、各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら取組を進めていきます。

2 計画の進行管理

本計画に記載した施策、事業を着実に推進するため、毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載します。